

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①		円	円	円	※付表2-1の①A欄へ 円
	免 税 売 上 額 ②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
	課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③) ④				(付表2-1の①B欄の金額)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤					
	非 課 税 売 上 額 ⑥				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦					
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧					
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩				
	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る 経過措置の適用を受ける課税仕入に係る支払対価の額(税込み) ⑪				※付表2-1の②A欄へ
	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る 経過措置により課税仕入に係る消費税額とみなされる額 ⑫				※付表2-1の②B欄へ
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬	※⑬及び⑭欄は、			
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭				
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮				
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯				
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ + ⑮ + ⑯) ⑰				
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額) ⑱				
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額) ⑲				※付表2-1の③A欄へ
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額) ⑲	⑲のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲				※付表2-1の③B欄へ
	⑲のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の ⑳				※付表2-1の③C欄へ
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔 ⑲ + (⑳ × ④ / ⑦) 〕 ㉑				※付表2-1の③D欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入 等 の 税 額 (⑲ × ④ / ⑦) ㉒				※付表2-1の③E欄へ
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉓					
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉔				
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨	居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 貸 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉕				
	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑱、⑲) 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ 〕 が プラス の 時 ㉖	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の④A欄へ
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨	控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑱、⑲) 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ 〕 が マイナス の 時 ㉗	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の④B欄へ
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉘	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の④C欄へ

【No.113】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入に係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.114】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入に係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.115】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入に係る消費税額を全額控除していませんか。

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-2を作成する。
3 ④、⑦及び⑯の金額は、付表2-1のB欄を計算した後に記載する。
4 ⑤、⑬及び⑭欄には、引引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
5 ⑫及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第22条又は第23条の適用がある場合をいう。